

出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定めることについて

令和7年4月20日執行の郡山市長選挙につき、公職選挙法第180条第2項の規定により、出納責任者の選任者_____を甲とし、出納責任者_____を乙として、次の事項を確認する。

1 甲は、当該選挙につき乙の支出することのできる選挙運動に関する支出の金額(金銭以外の物品その他、財産上の利益の支出を時価に換算した金額を含む。)を金_____円也と定め乙は同意した。

2 この確認の証として、本書2通を作成し、各自署名押印して、各1通を保存する。

令和 7 年 月 日

(甲) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(乙) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)